



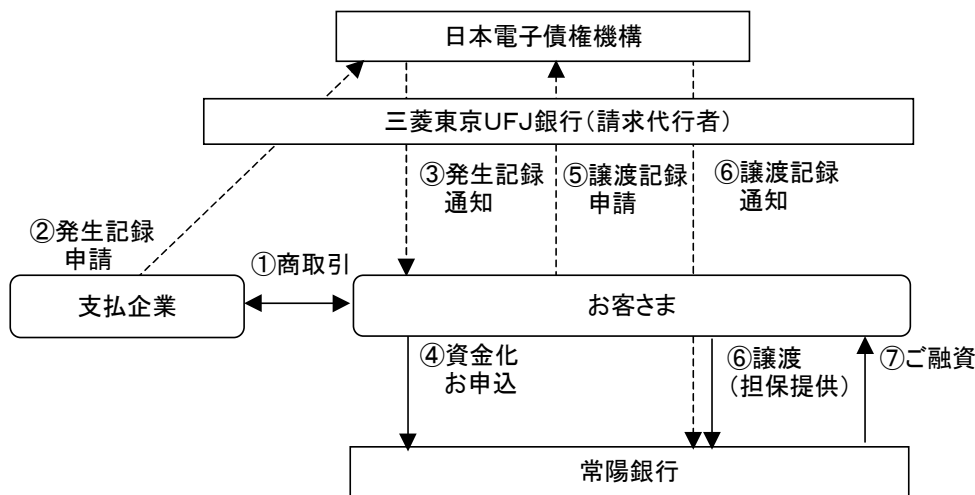
電子記録債権を活用した与信業務の取り扱い開始について

常陽銀行（頭取 鬼澤 邦夫）は、株式会社三菱東京UFJ銀行およびその100%出資子会社である日本電子債権機構株式会社（以下、JEMCO）が提供する電手決済サービス^{*1}に参加し、電子記録債権^{*2}を活用した与信業務の取り扱いを開始しましたので下記のとおりご案内いたします。

記

1. 開始日 9月27日
2. 取り扱い店舗 全店
3. 業務内容

お客さまが、電手決済サービスで受領した電子記録債権を当行に譲渡（担保提供）することで、債権期日前の資金調達が可能となります。資金調達の多様化などのメリットがあります。



※ 1 電手決済サービス

JEMCO が三菱東京 UFJ 銀行とともに平成 21 年 8 月に取り扱いを開始した、電子記録債権により決済を行うサービスで、新たな資金決済の仕組みです。

※ 2 電子記録債権

事業者の資金調達円滑化を目的に創設された新たな金銭債権。手形同等の機能を持ち、権利の発生、変動などについて一元的に電子記録されるため、インターネットやFAXなどで発生、譲渡が行われます。また、手形と異なり分割できることが大きな特徴の一つです。